

平成28年度国立大学法人埼玉大学免許法認定講習（特別支援教育）実施要項

1 目的

教育職員免許法施行規則第35条に規定する免許法認定講習として、特別支援学校教諭の2種免許状取得のために必要な特別支援学校教諭免許状取得用単位（以下、単位とする。）の修得機会を提供するとともに、現職教員等の資質の向上を図る。

2 主催

国立大学法人埼玉大学

3 受講対象者

以下のいずれかに該当し、なおかつ特別支援学校教諭の2種免許状の授与を受けるために必要な単位を修得しようとする者。

- (1) 小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有し、現にその免許状で、先にあげた学校等又は特別支援学校において教育活動を行っている者。
- (2) その他、主催者が適当と認める者。

※なお、さいたま市立学校に勤務している教員の方は、教育委員会を通してお申し込みください。

4 開設科目等

別紙1「平成28年度国立大学法人埼玉大学免許法認定講習（特別支援教育）開設講座一覧」による。

5 会場

浦和コミュニティセンター（埼玉県さいたま市浦和区東高砂町11-1 9F）

※駐車場の用意はありません。

6 受講料

受講料は徴収しない。但し、受講科目によっては、講師の指定する「教科書」等の購入に係る経費が必要な場合がある。

7 受講手続

(1) 受講申込について

受講希望者は、出張や学校行事等の日程を確認し、すべての講義を受講できるようにすること。

(2) 申込方法

- ① 受講申込承認書（様式1）、受講者申込書（様式2）を埼玉大学免許法認定講習（特別支援教育）事務局宛て（shien@gr.saitama-u.ac.jp）にメールにて提出する。
- ② 申込期間 平成28年6月10日（金）～平成28年6月30日（木）

8 受講許可通知

受講許可者（様式3）を（様式2）の電子メールアドレス（学校代表）宛に通知する。併せて、受講に係る連絡事項を通知する。

9 受講の辞退

止むを得ず受講を辞退する場合は速やかに、所属長から埼玉大学免許法認定講習（特別支援教育）事務局（shien@gr.saitama-u.ac.jp）に受講辞退届（様式4）をメールにて提出する。

10 その他

受講申込者が多数の場合には、より多くの方が受講できるよう調整するが、受講できないこともある。

11 単位の認定

受講許可した者のうち、講義2日間（15単位時間）の講義を真摯な受講態度で受講し、試験又はレポート等による成績審査に合格した者に単位を認定する。原則として遅刻及び早退は認めない。なお、単位が認定された者には、後日単位を証明する「学力に関する証明書」を発行する。

12 免許取得の方法

単位の認定によって、申請できる基準に達成した場合には、速やかに免許状交付申請手続きを取ることに。

免許申請に関する問い合わせは、個人で行うこと。なお、電話による単位の相談・問い合わせは、受け付けない。

13 注意

この認定講習の実施は文部科学大臣の認定が下りた時点で確定するものであり、平成28年5月現在ではあくまでも予定である。特別な理由がない限りこの要項どおりに実施する予定であるが、今後変更が生じた際には、ホームページで連絡をするので、適宜、確認すること。

＜本講習会についての問い合わせ＞
埼玉大学教育学部
埼玉大学免許法認定講習（特別支援教育）
事務局
shien@gr.saitama-u.ac.jp